

第4 事業の客観性・透明性の確保

○情報の一層の公開

河川局海岸室では、積極的に情報公開に努めている。

- ・ 海岸保全施設の重点緊急点検結果に基づく重点緊急対策箇所について

高知県菜生海岸災害の教訓を踏まえ、同様の危険性を有すると想定される海岸について、緊急に対策が必要な重点緊急対策箇所を抽出し、海岸毎に公表。概ね5年で対策を実施し、安全の確保に努める。



- ・ 海岸技術懇談会について

防護・環境・利用の調和した海岸整備に関わる課題の解決に必要な海岸技術に関する様々な施策を体系的に研究するため、平成17年に海岸工学の研究者の方々による海岸技術懇談会を開催。津波、高潮、侵食対策について議論頂き、議事内容を公開。今後とも継続的に議論頂く予定。



○新規施策、新規事業要求時には、事前に評価を実施し公表

- ・ 政策アセスメント（事前評価）の実施

海岸耐震対策緊急事業の創設、直轄海岸災害関連緊急事業の創設、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策緊急事業の拡充について概算要求するに当たり、必要性・効率性・有効性の観点から厳しくチェックし、特に必要性の観点からは目標と現状の乖離の把握やその原因分析・課題の特定を行うなど政策アセスメントを実施。

- ・ 個別公共事業評価（新規事業採択時評価）の実施

宮崎海岸の新規直轄化及び新潟海岸の延伸を要求するに当たり、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、費用対効果分析を含め、必要性・効率性・有効性等の観点から総合的に新規事業採択時評価を実施。